

手 数 料 表

アミカン株式会社

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1. 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む。）求人者から

求職の受付 1 件につき 0 円（消費税相当分を含む。）求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 ヶ月に 3 件を超える場合には 3 件分を超えて申し受けません。

2. 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合は、6 ヶ月を超えた雇用については申し受けません。

- 1) 支払われた賃金の 50%(消費税相当分を含む。)に相当する額（2に該当する場合は 2 に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）
- 2) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主により引続き 6 ヶ月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額
 - ① 当該 6 ヶ月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の %
（消費税相当分を含む。）に相当する額
 - ② 当該 6 ヶ月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び 3 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の %（消費税相当分を含む。）に相当する額

様式例第4号

1. 求職者受付手数料

芸能家、家政婦（夫）、配膳人、調理師、モデル、マネキンの職業に係る求職者から求職の申し込みを受理した場合は、1件につき670円

ただし、同一の求職者に係る申込みが1ヶ月間に3件を超える場合にあつては、1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とする。

2. 届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は求人者とします
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2,000,000 円 活動1日当たり 100,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 : 24-ユ-300125

事業所の名称及び住所 : アミカン株式会社
三重県四日市市富田浜元町11番12号